

## 川崎市乳幼児健康診査実施要綱

平成28年4月1日

28川ここ福第229号

市長 決 裁

### (目的)

第1条 本要綱は母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)に規定する乳児及び幼児に対する健康診査の実施について必要な事項を定め、もって小児保健の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語は法に準ずるものとする。

### (委託)

第3条 健康診査の実施に当たっては、その一部を別に定める市内の協力医療機関に委託することができる。

2 健康診査の実施にかかる必要な事務等は、その一部又は全部を公益社団法人川崎市医師会に委託することができる。

### (対象児)

第4条 健康診査の対象は市内在住の乳児及び小学校就学前までの幼児とする。

### (健康診査の実施)

第5条 実施する健康診査は、法及び川崎市母子保健法施行細則に基づき、別表1に定めるものとし、市及び協力医療機関は健康診査受診の積極的な勧奨を行わなければならない。

### (健康診査の内容)

第6条 健康診査の実施にあたり、必要な問診項目及び受診内容は「乳幼児に対する健康診査の実施について」(平成10年4月8日児発第285号)に基づき、別表2の内容を網羅したものである。

2 問診票及び健診票等の必要な帳票は、「乳幼児に対する健康診査について」(平成10年4月8日児母発第29号)を参考に受託者と協議のうえ、市長が別に定める。

### (精密検診)

第7条 市は健康診査の結果、精密な検査が必要と認められた場合は、別に定める「川崎市乳幼児精密検診実施要領」により、精密検診を実施する。

### (実施場所)

第8条 第3条に定める委託による健康診査は協力医療機関で実施する。

### (保健指導)

第9条 市は健康診査及び精密検診の結果において、保健指導が必要と認められた乳幼児に対する保健指導を協力医療機関と連携しながら適切に実施する。なお、その際に知り得た当該児及びその保護者等に関する個人情報の取扱いについては、十分に留意するものとする。

### (研修)

第10条 市は健康診査の実施にあたり、協力医療機関の医師に対して、技術向上や知識習得のた

め研修を実施するものとする。

#### 附 則

##### (施行)

第1条 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 本要綱の施行に伴い、川崎市7か月児・10か月児健康診査実施要領及び川崎市4歳児・5歳児健康診査実施要領は廃止する。

##### (経過措置)

第2条 別表1に定める4歳児健康診査は、平成25年3月31日出生までの幼児を対象として実施するものとする。

別表1(第5条関係)

各健康診査	実施機関(場所)	対象児の年齢(月齢)
3～4か月児健康診査	協力医療機関	生後3か月半から1か月間程度
7か月児健康診査	協力医療機関	生後6か月半から1か月間程度
10か月児フォロー健康診査	協力医療機関	生後9か月半から1か月間程度
1歳6か月児健康診査	市(各区保健福祉センター)	満1歳6か月から2か月間程度
3歳6か月児健康診査	市(各区保健福祉センター)	満3歳6か月から2か月間程度
4歳児健康診査	協力医療機関	満4歳から2か月間程度
5歳児健康診査	協力医療機関	満5歳から2か月間程度

別表 2 (第 6 条関係)

各健康診査	目 的	健診内容
3～4 か月児健康診査	<p>児の健全な育成に向けて、疾病、異常、発育、発達の遅れ、障がい等の早期発見と適切な医療、療育支援を行うとともに保護者への育児支援、保健指導を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 問診・計測</li> <li>2 診察</li> <li>3 保護者等の養育状況の確認及び保健指導</li> <li>4 事後フォロー</li> </ol>
7 か月児健康診査及び 10 か月児フォロー健康診査	<p>児の健全な育成に向けて、疾病、異常、発育、発達の遅れ、障がい等の早期発見と適切な医療、療育支援を行うとともに保護者への育児支援、保健指導を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 問診・計測</li> <li>2 診察</li> <li>3 保護者等の養育状況の確認及び保健指導</li> <li>4 事後フォロー (10 か月児健康診査におけるフォロー)</li> </ol>
1 歳 6 か月児健康診査	<p>児の健全な育成に向けて、疾病、異常、発育、発達の遅れ、障がい等の早期発見と適切な医療、療育支援を行うとともに、保護者への育児支援、生活習慣の自立、う蝕予防、幼児の栄養などについての保健指導等を行い、児の健康の保持増進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 問診・計測</li> <li>2 診察</li> <li>3 歯科健診</li> <li>4 栄養指導</li> <li>5 保護者等の養育状況の確認及び保健指導</li> <li>6 事後フォロー</li> </ol>
3 歳 6 か月児健康診査	<p>児の健全な育成に向けて、疾病、異常、発育、発達の遅れ、障がい等の早期発見と適切な医療、療育支援を行うとともに、保護者への育児支援、生活習慣の自立、う蝕予防、幼児の栄養などについての保健指導等を行い、児の健康の保持増進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 問診・計測</li> <li>2 診察</li> <li>3 歯科健診</li> <li>4 栄養指導</li> <li>5 保護者等の養育状況の確認及び保健指導</li> <li>6 事後フォロー</li> </ol>
4 歳児及び 5 歳児健康診査	<p>児の健全な育成に向けて、精神、情緒及び運動機能の顕著な発達期にあたる時期であることから、一般的な疾病の予防はもとより、放置されがちな慢性的な疾病の早期発見、早期治療を図り、併せて集団生活へ向けての健全な社会性の発達、生活習慣の自立等を促す。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 問診・計測</li> <li>2 診察</li> <li>3 栄養指導</li> <li>4 保護者等の養育状況の確認及び保健指導</li> <li>5 事後フォロー</li> </ol>